



有効期限切れの新型コロナワクチンの接種について

【概要】

令和7年1月から3月にかけて実施した新型コロナワクチンの定期の接種において、医療機関から提出された記録を調査したところ、複数の医療機関で有効期限切れ（最短1日から最長43日まで）の新型コロナワクチン（ファイザー社製）を接種したと疑われる事例（区内11か所の医療機関で計44名分）が令和7年5月19日に判明しました。同日、該当の医療機関に対して、事実確認及び健康被害の確認などを実施し、速やかに報告するよう指示。令和7年6月16日時点の報告件数は、区内5か所の医療機関で計8名分です。いずれも健康被害は確認されておりません。報告のあった医療機関に対して、文書による指導を実施しました。

【再発防止策】

区公式ホームページで公表するとともに、予防接種実施医療機関、葛飾区医師会等に注意喚起します。

今後、このようなことがないよう、医療機関とともに、再発防止に努めてまいります。

【問い合わせ先】 保健予防課